

# 奈良県マスコットキャラクター せんとくんのご利用について



© NARA pref.

奈良県

(平成23年3月)



# はじめに

せんとかんは、これまで平城遷都 1300 年祭をアピールするため国内外で活躍してきました。

引き続き、奈良を訪れる人々を古都の様々な魅力に誘い、みんなで手を携えて奈良の新しい歴史を築いていくという役割に加え、2011 年からは奈良県マスコットキャラクターとして、日本国内外において、魅力溢れる奈良を PR します。また、奈良県政全般の情報発信などの役割を担います。

本書は、「奈良県マスコットキャラクター せんとかん」（以下「マスコット」という。）をご利用いただくにあたって、その使用方法と使用承認申請の手続きをまとめたものです。ご利用にあたっては、本書と併せてデザインガイドラインをご参照いただき事前の使用承認申請をお願いします。マスコットの使用承認業務は、平成 23 年 4 月 4 日（月）より奈良県ならの魅力創造課が行います。

みなさまに積極的にご活用いただき、せんとかんを通じた奈良県の PR にご協力いただきますようお願い申し上げます。

奈良県マスコットキャラクター せんとかん



©NARA pref.



## マスコットおよびロゴタイプについて

正式名称	デザインエレメント	愛称・通称
奈良県 マスコットキャラクター せんとくん		マスコットキャラクター  せんとくん
奈良県 マスコットキャラクター ロゴ	<p>せんとくん</p> <p>Sentokun</p>	マスコットロゴ  せんとくんロゴ

※ これらの使用方法については、以下のデザインガイドラインに規定しています。

1. 奈良県マスコットキャラクター デザインガイドライン 無償編
2. 奈良県マスコットキャラクター デザインガイドライン 有償編
3. 奈良県マスコットキャラクター デザインガイドライン 有償応用デザイン編



# 使用承認基準

マスコットの使用については、奈良県が定める使用要綱に即して内容について審査いたします。なお、次のような場合は使用を承認いたしません。

## 使用を認められない場合

1. 奈良県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
2. 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
3. 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
4. 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
5. 奈良県の事業又は奈良県が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
6. 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
7. 使用要綱の規定に従わないおそれがある場合
8. その他承認することが不相当と認められる場合

### (留意事項)

- ※ マスコットを使用する場合は、事前に必ず奈良県に使用申請を行い、承認を得てください。承認が得られないままマスコットを使用された場合、直ちに使用を中止していただきます。また、使用を中止した場合に発生する損害及び費用について、奈良県は一切負担いたしません。
- ※ デザイン、試作品、完成品制作、品質検査等に要する費用について、奈良県は一切負担いたしません。



# 使用料

マスコットの使用は有償です。使用料等は以下のとおりです。

(使用料率)

商品	小売販売額の総額（税込標準小売単価×生産予定数量）の3%
景品	制作費用の総額の3%
広告	制作費用の総額（広告のために使用する媒体に対する支払額を含む。）の3%

※商品・景品・広告の区分

商品	販売を目的として製造する品物（パッケージを含む。）及びそれに準ずるもの（以下「品物等」という。）並びに品物等の広告（品物等の情報を広く宣伝するものをいい、品物等に「せんとくん」を使用しているものに限る。）
景品	商品等の販売促進を目的とした製品（パッケージを含む。）及びそれに準ずるもの（以下「製品等」という。）並びに製品等の広告（製品等の情報を広く宣伝するものをいい、製品等に「せんとくん」を使用しているものに限る。）
広告	商品、事業等の情報を広く宣伝するもの

※商品および景品についてはマスコット使用料とは別に、証紙代（1枚1円、消費税別途）が必要です。



# 使用可能なデザイン

マスコットの使用対象に応じた使用可能なデザインは以下のとおりです。

使用対象	デザイン区分		
	PRメッセージ付12ポーズ	12ポーズ（PRメッセージ無）	応用デザイン
商品	使用可能	使用可能	使用可能
景品	使用可能	使用可能	使用不可
広告	無償で使用可能	使用可能	使用不可

※ 各デザインの区分については、以下のデザインガイドラインに規定しています。

1. 奈良県マスコットキャラクター デザインガイドライン 無償編
2. 奈良県マスコットキャラクター デザインガイドライン 有償編
3. 奈良県マスコットキャラクター デザインガイドライン 有償応用デザイン編



# 使用申請手続き

申請に必要な書類に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。ご記入いただく主な必要事項は以下のとおりです。

- ・マスコットの使用を希望される企業・団体名と担当者名、連絡先等
- ・使用目的
- ・使用期間

※大筋の流れは次項以降をご参照ください。

※申請に必要な費用等は申請者のご負担になります。また、ご提出いただきました書類等は返却できませんのでご了承ください。

※ご不明点等があれば以下までお問い合わせください。

**(平成23年3月31日まで)**

**奈良県観光振興課**

**(平成23年4月1日から)**

**奈良県ならの魅力創造課**

※ただし、申請の受付は4月4日から

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL:0742-27-8482

FAX:0742-27-7744



# 無償使用申請手続き

---

## 1. 申請書類を提出

### 【提出物】

- ・奈良県マスコットキャラクター使用承認申請書
- ・企業・団体等の概要がわかる書類（パンフレット等でも結構です）
- ・企画・デザインラフ提案書（様式自由）

※ 必要事項が申請書中に書ききれない場合は別途内容がわかる書類を添付してください。

## 2. 使用承認審査

使用目的や内容を審査いたします。

- ※ 審査は奈良県マスコットキャラクターせんたくん使用要綱に基づき行います。
- ※ 審査結果が不承認であった場合は「奈良県マスコットキャラクター使用不承認通知書」の送付をもって通知に代えさせていただきます。

## 3. デザインデータ送信

使用承認審査で承認された企業・団体にはご使用いただくマスコットの画像をデータ送信いたします。同時に、「奈良県マスコットキャラクター使用承認書」を交付いたします。

## 4. デザイン審査

送信いたしました画像データをもとに作成されたデザイン案をご提出ください。デザインが適切かどうかの審査を行います。なお、デザインはデザインガイドラインに沿ったものとしてください。

### 【提出物】

- ・デザイン承認申請書
- ・デザインシート
- ・完成見本

※ 修正を求められた場合は、修正後のデザインを再提出してください。





---

5. 完成品確認

実際の使用の前に完成品をご提出ください。現物の提出が困難な場合、ならの魅力創造課の事前の承認があった場合に限りその写真等の提出を持って代えることができます。

**【提出物】**

- ・ 完成品



# 有償使用申請手続き

---

## 1. 申請書類を提出

### 【提出物】

- ・奈良県マスコットキャラクター使用承認申請書
- ・企業・団体等の概要がわかる書類（パンフレット等でも結構です）
- ・直近3年間の決算報告書
- ・企画・デザインラフ提案書（様式自由）  
（以下商品・景品の場合）
- ・商品一覧表

※ 必要事項が申請書中に書ききれない場合は別途内容がわかる書類を添付してください。

## 2. 使用承認審査

使用目的や内容を審査いたします。

- ※ 審査は奈良県マスコットキャラクター使用規程せんとくん使用要綱に基づき行います。
- ※ 審査結果が不承認であった場合は「奈良県マスコットキャラクター使用不承認通知書」の送付をもって通知に代えさせていただきます。

## 3. デザインガイドラインの交付

使用承認審査で承認された企業・団体には「デザインガイドライン」を交付します。同時に、「奈良県マスコットキャラクター使用承認書」を交付いたします。

## 4. デザイン審査

デザインガイドラインに沿って作成されたデザイン案をご提出ください。デザインが適切かどうかの審査を行います。

### 【提出物】

- ・デザイン承認申請書
- ・デザインシート

※ 修正を求められた場合は、修正後のデザインを再提出してください。



---

## 5. 試作品(広告の場合は完成見本)確認

### ①商品・景品の場合

試作品と品質検査結果の写しをご提出ください。デザイン面と安全面から審査いたします。

※ 試作品の修正を求められた場合は、修正後の試作品を再度提出してください。

#### 【提出物】

- ・ 試作品
- ・ 品質検査結果の写し

### ②広告の場合

実際の使用の前に完成見本をご提出ください。現物の提出が困難な場合、ならの魅力創造課の事前の承認があった場合に限りその写真等の提出をもって代えることができます。

#### 【提出物】

- ・ 完成見本

## 6. 契約の締結

デザイン面および安全面から問題がなければ、契約を締結します。

## 7. 使用料、証紙代の支払

使用料、証紙代を県が発行する納入通知書によりに指定の口座へお振込みください。

## 8. 証紙の交付(商品・景品の場合のみ)

入金確認後、使用承認を受けた商品又は景品の数と同数の証紙を交付いたします。

※ 完成品を実際に販売(配布)される際には必ず商品又は景品1個ごとに1枚証紙を貼付してください。

※ 証紙代は1枚につき1円です(消費税別途)。



---

## 9. 完成品確認

実際の販売（配布）・使用の前に完成品をご提出ください。

**【提出物】**

・完成品

- ※ 試作品と完成品が異なる場合、修正をお願いいたします。その場合は修正後の完成品を再度提出してください。
- ※ 現物の提出が困難な場合、ならの魅力創造課の事前の承認があった場合に限りその写真等の提出をもって代えることができます。



# 変更手続き

---

有償又は無償使用の申請が認められた後、以下の項目に変更があった場合は変更手続きが必要になります。

- ・ 使用期間の変更
- ・ 数量の変更

※ その他の変更については新たに有償又は無償の使用申請が必要となります。

(無償使用申請変更の場合)

1. 変更申請書類を提出

**【提出物】**

- ・ 奈良県マスコットキャラクター使用変更承認申請書

2. 変更内容確認・審査

変更内容を審査いたします

※ 審査結果が不承認であった場合は「奈良県マスコットキャラクター使用変更不承認通知書」の送付をもって通知に代えさせていただきます。

3. マスコット使用変更承認書の交付

内容確認後、「奈良県マスコットキャラクター使用変更承認書」を交付します。



---

(有償使用申請変更の場合)

1. 申請書類を提出

【提出物】

- ・奈良県マスコットキャラクター使用変更承認申請書
- ・商品一覧表（数量、単価等の変更の場合）

※ 新規商品の製造やアイテムの変更は新たに有償使用申請が必要です。

2. 変更内容確認・審査

変更内容を審査いたします。内容に問題がなければ、「奈良県マスコットキャラクター使用変更承認書」を交付します。

※ 審査結果が不承認であった場合は「奈良県マスコットキャラクター使用変更不承認通知書」の送付をもって通知に代えさせていただきます。

3. 変更契約

必要に応じて、当初の契約内容を変更する契約を締結します。

4. 使用料、証紙代の支払

数量、単価等の変更の場合は使用料、証紙代を県が発行する納入通知書によりお振込みください。

5. 証紙の交付（商品・景品の場合のみ）

入金確認後、新たに使用承認を受けた商品又は景品の数と同数の証紙を交付いたします。

6. 完成品確認

実際の販売（配布）・使用の前に完成品をご提出ください。

【提出物】

- ・完成品